

第1 総 則

1 危険物審査基準の意義・目的

(1) 意義

危険物審査基準とは、行政手続法第5条第1項の規定により、危険物製造所等設置（変更）許可申請等があった際に許可等の許認可事務を、消防法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいう。

(2) 目的

危険物施設等における許認可等の判断基準を、審査基準という形で位置づけることによって行政庁の判断過程の公正の確保と審査の透明性の向上を図るとともに、危険物施設等の申請をしようとする者が許認可等を受けることができるかどうかについて、一定の予見性を得ることができることを目的とする。

2 危険物の判定

- (1) 法別表第1の備考において品名指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、J I S K 2201「工業ガソリン」（4号（ミネラルスピリット）及び5号（クリーニングソルベント）を除く。）及びJ I S K 2202「自動車ガソリン」、J I S K 2203「灯油」、J I S K 2204「軽油」並びにJ I S K 2205「重油」に適合するものであり、これらの物品のうち、液体（重油にあつては、1気圧、20度において液状であるもの）であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものとする。
- (2) 危政令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観を維持する」とは、純水と穏やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が2つの相に分離しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で2つの相に分離するような物品は「水溶性液体」に該当しない。【平元.7.4 消防危第64号質疑】
- (3) 界面活性剤を含有する物品を1気圧、20度で同容量の純水と穏やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても、当該物品は危政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当するものとする。【平元.12.21 消防危第114号質疑】
- (4) 水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると縮合しゲル化して沈殿する物品は、危政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当しない。【平元.12.21 消防危第114号質疑】
- (5) 危規則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に該当することはない。【平元.7.4 消防危第64号質疑】
- (6) 危規則第1条の3第4項、第5項及び第6項の可燃性液体量について、成分組成が明らかな物品については、改めて測定を行う必要がない。【平元.7.4 消防危第64号質疑】
- (7) 動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が40度未満の場合は、危規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されているもの」に該当するものである。【平元.7.4 消防危第64号質疑】
- (8) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置する機器類（変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入り開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入りケーブル並びにこれらの附属装置）で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するも

第1 総則

のについては、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものである。

- (9) アルコール類（法別表第4類の項第3号）から除外されるもの（法別表備考第13号）
- ア 濃度60パーセント（重量パーセントをいう。）未満の水溶液
 - イ 可燃性液体量が60パーセント未満であって、引火点及び燃焼点がエチルアルコールの60パーセント水溶液の引火点及び燃焼点を超えるもの
- これらの条件を満たすものについては、危険性が低いと判断されることから、除外するものであること。【平元. 3.1 消防危第14号通知、消防特第34号通知】

3 危険物製造所等の定義

危険物製造所等の定義は、次によるものとする。

- (1) 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等物理変化を行い、その結果、危険物が製造される施設をいう。
- この他、次によるものとする。
- ア 製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、次の(ア)から(エ)の要件を満たす場合は、当該物品の製造を認められる。【平24. 8. 28 消防危第199号質疑】
 - (ア) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
 - (イ) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
 - (ウ) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
 - (エ) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
 - イ 製造所における危険物の充填等【平24. 8. 28 消防危第199号質疑】

製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充填（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。
- (2) 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。
- また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。
- (3) 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱う施設であって、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所又は一般取扱所に区分される。
- ア 移送取扱所に該当するもの
- 配管が二以上の敷地又は事業所にわたり、かつ、その間に海、河川、道路等の公有地

第1 総則

又は第三者の敷地(以下「海等」という。)があるもの。ただし、イ(イ) cを除く。

イ 移送取扱所に該当しないもの

(ア) 石油パイプライン事業法(昭和47年6月26日法律第105号)の適用を受けるもの

(イ) 危政令第3条第3号に定める移送取扱所から除かれる「当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設(配管を除く。)の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するもの」とは、次によること。

a 配管のすべてが同一敷地内にとどまるもの

b 配管が2以上の敷地にわたる場合でも、その間に海等がないもの。

c その他【昭49.4.25 消防予第63号質疑】

(a) 危険物の払出し施設から受入れ施設までの間の配管が、一の道路又は第三者(危険物の払出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次のいずれかである場合。

① 道路にあっては、配管が横断するものであること。

② 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが100メートル以下のものであること。

(b) 危険物の払出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第1石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。)の長さが原則として30メートル以下のもの

(c) 前記a及びbの要件が重複するもの

ウ 一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所に該当しないものであって、危政令第19条第2項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいう。

(ア) 栈橋等の一般取扱所とは、危険物の入出荷を行う栈橋、岸壁等の施設のうち、移送取扱所以外の施設をいう。

(イ) 油分離装置の一般取扱所とは、油を含んだ廃油等から油を分解する施設をいう。

(ウ) ガスホルダーの一般取扱所とは、危険物をシール剤として用いるガスタンクをいう。

(エ) 動植物油タンクに附属する注入設備等の一般取扱所とは、指定可燃物となる動植物油類タンクに注入する施設又は当該タンクから送油する施設をいう。

(オ) 非危険物を製造する一般取扱所とは、危険物を原料として、非危険物を製造する施設をいう。

(カ) 屋外における仮置きの一一般取扱所とは、製油所、油槽所等でドラム缶充填作業等から出荷までの過程で、屋外において危険物を容器入りのまま仮置きの状態で取り扱う施設をいう。ただし、貯蔵を目的とするものを除く。

(キ) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所とは、第2類硫黄及び第3類ナトリウムがユニットとして内蔵され、両者のイオン移動により充放電を行うもので、一定の安全性能を有する施設をいう。

4 行政指導について

この基準は、危険物の規制に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、本組合が付加した行政指導事項も含ま

第1 総則

れている。

これらの指導事項（基準内では◆で表示）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。